

川越市こども・ひとり親家庭等医療費支給制度の 償還払い(払戻し)を申請される方へ

埼玉県外の医療機関などを受診した場合や1つの医療機関で同月中の医療費が21,000円を超えた場合、医療機関などの窓口で医療費を10割負担した場合や装具や治療用眼鏡などを作り、健康保険組合に療養費の請求をした場合など、一旦支払った医療費の一部負担金について償還払い(払戻し)を受けられます。

必要な書類を用意し、「川越市こども医療費支給申請書」または「川越市ひとり親家庭等医療費支給申請書」にて、申請してください。

なお、申請書は、月別、医療機関別、入院通院別(科目別)に記入してください。

支払った医療費のうち、健康保険が適用にならないもの(健康診断、予防接種、先発医薬品の処方希望した場合にかかる特別の料金、薬の容器代、差額ベッド料、文書料など)や食事療養標準負担額、他の制度から給付される医療費は、こども・ひとり親家庭等医療費支給制度の対象とならないため、払戻しできません。

●申請書の記入に必要なもの

対象となる方の

- ・健康保険情報のわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書など)
- ・こども医療費受給資格証またはひとり親家庭等医療費受給者証

●申請期間

受付開始…診療日の翌月から

受付終了…医療費を支払った日の翌日から起算して5年後

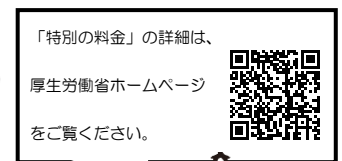
●申請方法

- ・窓口申請…川越市役所こども政策課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所
- ・郵送申請…川越市役所こども政策課まで郵送ください。

●支給日

- ・こども医療費受給資格証をお持ちの方…申請月の2ヶ月後の第2金曜日
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方…申請月の翌月の月末

※支給日が土日、祝日の場合、その直前の平日が支給日となります。



川越市マスコットキャラクター ときも

<予めご了承ください>

申請に必要な書類に不備があるとき、医療機関からの情報が遅れたとき、健康保険組合に高額療養費・附加給付金の照会が必要になるときなど、支給まで数ヶ月お時間がかかることもあります。

●申請に必要な書類

領収書のほか、高額療養費・附加給付金・療養費の対象となる場合、健康保険組合から通知される書類が必要になります。裏面をよくお読みいただき、該当される方は、まず加入している健康保険組合に申請を行ってください。なお、健康保険組合ごとに申請方法などが異なるため、詳細は健康保険組合にご確認ください。

① 1つの医療機関で同月中の医療費が21,000円を超えた場合

- ・領収書の原本
- ・健康保険組合が発行する「支給決定通知書」または「不支給決定通知書」

※「高額療養費・附加給付金の支給状況について」を健康保険組合にご記入いただくことで、上記通知書の代わりとすることができます。

※上記通知書が発行されない場合、「同意書」をご記入いただくことで、川越市から該当健康保険組合に高額療養費及び附加給付金の支給について確認します。

② 装具、弱視等の治療用眼鏡を作成した場合

- ・領収書のコピー
- ・医師の診断書または作成指示書のコピー
- ・健康保険組合が発行する支給決定通知書の原本

領収書には、以下の記載内容が必要です。
対象となる方のお名前、診療年月日、保険診療総点数または総額、領収金額、発行日、医療機関名の記載及び領収印

③ 医療機関などの窓口で医療費を10割負担した場合

- ・領収書のコピー
- ・健康保険組合が発行する支給決定通知書の原本



川越市マスコットキャラクター とぎも

<申請の流れ>



例：医療費の総額が500,000円の場合

350,000円	125,000円	25,000円
医療給付：7割※1 (療養費として支給される場合もあります)	高額療養費・附加給付金	自己負担金
	一部負担金：3割※2	

※1 未就学児は8割 ※2 未就学児は2割

川越市の国民健康保険に加入している方は、上記①～③の添付書類が簡略化されます。

- ①の場合…領収書の原本のみで申請できます。
- ②、③場合…国民健康保険課でお手続きをしてください。

健康保険が適用となる医療費を算定した後、その医療費の一部負担金にあたる3割(未就学児は2割)を子ども・ひとり親家庭等医療費として支給します。

上記①～③以外の場合

- ・領収書の原本

〒350-8601 川越市元町 1-3-1
川越市役所 子ども政策課 (本庁舎3階)
電話 049-224-6278 (直通)

市ホームページ

